平成２２年（フ）第１４４９号
堺市南区三原台１丁３番３―408号
債務者　ヴィゾン・デコラシオンこと　野島　祐一
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　破産債権の届出期間　平成22年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２５２７号
横浜市中区本牧宮原６番２―1001号
債務者　赤川　晃司
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　會田　　努
4　破産債権の届出期間　平成22年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１０号
新潟県長岡市中沢３丁目58番地６、前住所新潟県長岡市新組町173番地４
債務者　江本　欣也
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　明
4　破産債権の届出期間　平成22年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
高知市桟橋通６丁目９番５―1203号　アプリア桟橋
債務者　川村　基宏
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長山　育男
4　破産債権の届出期間　平成22年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月12日午前９時50分
6　免責意見申述期間　平成22年12月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４９５号
秋田市山王６丁目17番10号
債務者　伊藤　龍信
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　狩野　節子
4　破産債権の届出期間　平成22年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９５号
栃木県真岡市長島24番地９
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　真道
4　破産債権の届出期間　平成22年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６９６号
栃木県真岡市久下田西５丁目17番地５
債務者　櫻井　文夫
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　真道
4　破産債権の届出期間　平成22年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７０７号
栃木県宇都宮市鶴田町657番地４
債務者　室井　利昭
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荘司　円香
4　破産債権の届出期間　平成22年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月17日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５７７号
静岡市駿河区大和１丁目１番２―３号
債務者　鈴木　猛男
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　樹史
4　破産債権の届出期間　平成22年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月21日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８９号
長野県小諸市大字塩野2615番地
債務者　塩川　英道
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　岳史
4　破産債権の届出期間　平成22年11月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第２１７号
広島県福山市南松永町２丁目７番34号
債務者　大井　　進
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　　崇
4　破産債権の届出期間　平成22年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月11日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２５４号
北海道河東郡音更町共栄台東10丁目５番地１、住民票上の住所北海道河東郡士幌町字士幌東９線158番地
債務者　会田　淳一
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千々和博志
4　破産債権の届出期間　平成22年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
長野県飯田市龍江3587番地５
債務者　相澤由起子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川敬子
4　破産債権の届出期間　平成22年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第１２１７号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地　６棟304号、従前の住所兵庫県三田市すずかけ台３丁目４番地１　Ｃ棟104号
債務者　丹田美由紀
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　亜衣子
4　破産債権の届出期間　平成22年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月21日午後１時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部